

70歳までの就業機会の確保のために事業主が講じる措置

令和3年4月1日から改正高年齢者雇用安定法が施行され、事業主は、65歳までの雇用確保措置(義務)に加え、以下のいずれかの措置(高年齢者就業確保措置)を講じるよう努める必要があります(努力義務)

- ① 70歳までの定年引上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の業務に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

【高年齢者就業確保措置の努力義務を負う事業主】

★定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主

★65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主

■ ■ 高年齢者関係の助成金等 ■ ■



1. 特定求職者雇用開発助成金 ※すまいる 28 ページ参照

<特定就職困難者コース>

- 高年齢者(60歳以上)などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部を助成。(中小企業の場合、1人につき60万円(短時間労働者40万円))

※お問合せ先: 沖縄助成金センター

2. 65歳超雇用推進助成金 ※すまいる 66 ページ参照

<65歳超継続雇用促進コース>

- 65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成(①～⑥)
 - ① 65歳への定年の引上げ
 - ② 66～69歳への定年の引上げ
 - ③ 70歳未満から70歳以上への定年の引上げ
 - ④ 定年(70歳未満に限る)の定め廃止
 - ⑤ 希望者全員を66歳～69歳の年齢まで継続雇用する制度導入
 - ⑥ 希望者全員を70歳未満から70歳以上の年齢まで継続雇用する制度導入
- 他社による継続雇用制度の導入を行う送出し事業主が、受入れ事業主の就業規則改正等に必要経費をすべて負担した場合、送出し事業主に対して助成(⑦)
 - ⑦ 他社による継続雇用制度の導入

<高年齢者評価制度等雇用管理改善コース>

- 高年齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の見直し・導入や健康診断を実施するための制度を導入するなど、高年齢者の雇用環境を整備した事業主に対して助成

<高年齢者無期雇用転換コース>

- 50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成

※お問合せ先: (独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄支部 高年齢・障害者業務課